

議案第 4 号

連盟規約改訂の件

この度、連盟規約を改訂しましたのでご報告します。

連盟規約の改廃については、同規約附則において、「規約第 15 条に定める役員会の議を経て行うものとする」となっており、1 月開催の持ち回り役員会において、規約の改訂が承認されております。

主な規約改訂のポイントは下記のとおりです。

(役員) 第 10 条

- ・連盟会長は、原則として建コン協会会長経験者とする。やむを得ない場合に副会長、常任理事の経験者とする。

規約の改訂は次のとおりです。改訂規約は、付属資料及び連盟ホームページに掲載しております。

現行	(役員) 第 10 条 本連盟は次の役員を置く。 (1) 常任幹事 10 名以上 20 名以内 (2) 幹事 若干名 (3) 監査役 2 名 2 常任幹事のうち 1 名を会長とし、会長以外の常任幹事から幹事長 1 名、会計責任者 1 名、会計担当者 (会計責任者職務代行者) 1 名を置く。また、必要に応じて若干名の副会長、副幹事長を置くことができる。 3 各支部には常任幹事の中から支部長を置く。
改訂	(役員) 第 10 条 本連盟は次の役員を置く。 (1) 常任幹事 10 名以上 20 名以内 (2) 幹事 若干名 (3) 監査役 2 名 2 常任幹事のうち 1 名を会長とし、会長以外の常任幹事から幹事長 1 名、会計責任者 1 名、会計担当者 (会計責任者職務代行者) 1 名を置く。また、必要に応じて若干名の副会長、副幹事長を置くことができる。 3 <u>会長は原則として (一社) 建設コンサルタント協会の会長経験者から選出する。該当者がいない場合は、副会長、常任理事の経験者から選出する。(3 項を新設)</u> 4 各支部には常任幹事の中から支部長を置く。